

平成20年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年5月30日(金)
開会 午後2時00分 閉会 午後3時13分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 角 田 富美子
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教 育 指 導 課 長 前 島 正 明
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
指 導 主 事 岡 本 賢 二
教 育 相 談 担 当 課 長 南 里 由美子
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹兼図書館副館長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 7 傍聴人 1人

平成20年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 平成20年5月30日(金) 午後2時00分～

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第3 議案第32号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 第4 議案第33号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)の専決処分について
- 第5 議案第34号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第6 報告事項
 - (1) 第1回市議会定例会報告
 - (2) 児童・生徒数について
 - (3) 平成19年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況について
 - (4) 平成19年度教育相談状況
 - (5) 平成19年度公民館事業実績報告について
 - (6) 西東京市保谷駅前公民館・図書館開館記念式典について
 - (7) 平成19年度図書館事業実績報告について
 - (8) 平成19年度菅平少年自然の家事業実績報告について
- 第7 その他

西東京市教育委員会会議録

平成20年第5回定例会
(5月30日)

午 後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、委員選出区分のうち副校長の代表1名から辞任届が出されたことに伴いまして、学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、専決処分したので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

その内容につきましては、次のページ以降の専決処分書を御覧いただきたいと思えます。

西東京市立学校給食運営審議会委員の解任について、平成20年4月30日付解任、副校長の代表といたしまして、幸内悦夫保谷小学校副校長でございます。

西東京市立学校給食運営審議会委員の任命については、平成20年5月1日付任命、任期は平成20年5月1日から平成22年3月31日まで、副校長の代表といたしまして、米田典子谷戸第二小学校副校長でございます。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第32号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第32号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、西東京市スポーツ施設につきまして指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、指定管理者制度が導入される以前に配置しておりました社会教育指導員のうち、スポーツ担当指導員に関連する条文を規定整備するものでございます。

規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

飯島スポーツ振興課長 議案第32号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、について教育長に補足して御説明申し上げます。

先ほどお配りさせていただきました資料の西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則(案)に係る新旧対照表を御覧ください。規則の改正に当たりまして、若干御説明させていただきます。

これまで直営で管理しておりました総合体育館、「きらっと」の体育施設について、この規則に規定する社会教育指導員が施設の利用調整や運営に関することを担当してまいりました。しかし、この4月より指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、指定管理者の管理している期間については指導員の配置の必要がなくなるため、規則の改正を行うものでございます。

新旧対照表の左の改正後の表を御覧ください。第1条中、「置く」としていたものを「置くことができる」としたものでございます。できる規定とした理由につきましては、指定管理者の指定管理中の取消しなどがあつた場合に対応するためでございます。それから、第3条の改正につきましては、ここですべてのスポーツ施設について一元管理されたことによりまして、「西東京市スポーツ施設」と改めたものでございます。

規則施行日は平成20年6月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御決定賜りますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第32号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第33号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第33号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市スポーツ施設条例を一部改正する必要があり、平成20年6月定例市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程から緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、専決処分したので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、平成20年4月1日より中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴い、従来生活保護法の適用を受けていた中国残留邦人等が法律に基づく支援給付に移行されたため、スポーツ施設の個人利用について引き続き減免措置を行えるように規定を整備するものでございます。

条例改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

飯島スポーツ振興課長 議案第33号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）についての専決処分について、教育長に補足して御説明申し上げます。

先ほどお配りしました資料の西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案）に係る新旧対照表、こちらを御覧いただきたいと思っております。

まず、規則の改正に当たりまして、中国残留邦人等について簡単に御説明させていただきます。

中国残留邦人等については、さきの大戦に起因して生じた混乱により、日本に引き揚げることができず中国との国交正常化まで中国に取り残され、その後の引き揚げについても困難を極めてまいりました。幼少期に日本語教育を受けていないこともあり、日本語が不自由な状態であったため、戦後の日本が体験した高度経済成長を享受することができず、老後の蓄えがないまま高齢に達したということでございます。国においてもさまざまな自立支援を行ってまいりましたが、結果的には支援も不十分で、これらの方々は日常生活に多くの支障を来しているということでございます。これらの背景から法律が改正されることになったということでございます。

西東京市における対象者は、今年度4月1日現在で、当事者について12人、その配偶者が9人の合計21人と伺っております。西東京市では、法律改正がされたことに伴い、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付に移行された結果、生活保護法の適用から外れ、これまで受けていた減免措置の根拠が失われるため、福祉関係や税関係などの各分野において条例または規則等の改正を行う必要が生じることになったものでございます。以上のことから、スポーツ振興課では、スポーツ施設の個人利用に際しまして、これまで生活保護法の適用を受けていることにより減免措置を行っていた関係上、引き続き減免措置ができるように規定整備するものでございます。

それでは、西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案）に係る新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。左側が改正後、右側が改正前になっておりますので、よろしくお願いいたします。

条例の第10条に定める減免の規定の別表でございますが、備考欄4に1項目を加えまして、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者」を加えさせていただいております。具体的な手続といたしましては、支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する確認証というものを本人が所持しておりますので、確認証を提示していただくことにより、これまで同様に利用料金を免除するというものでございます。

なお、附則につきましては、法律が既に4月1日より施行されている関係上、条例の改正がされるまでの間、還付することができるというものでございます。

説明は以上でございます。御承認賜りますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第33号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第34号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第34号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成20年5月15日付の教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、専決処分をしたので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告をし、承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、次のページの専決処分書を御覧ください。図書館谷戸図書館の鈴木敦子が市長部局へ出向ということでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第34号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項、に移ります。これは一つずつ報告をいただいて、その後一括して質疑を行いたいと思います。

まず、（1）第1回市議会定例会報告、を議題といたします。

名古屋教育部長 それでは、さきに行われました3月市議会定例会におきます主な代表質問等について御報告させていただきたいと思います。

代表質問に当たりましては、3月3日、4日、5日の3日間行われました。本日報告させていただくものはお手元のほうにお配りしてございますけれども、各会派別に代表質問事項をまとめてございますので、その中から何点かにつきまして私のほうから御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますけれども、3ページをお願いしたいと思います。（3）になりますが、西東京市教育計画（教育プラン21）の見直しについてという形で御質問をいただきました。答弁内容といたしましては、現在の教育計画（教育プラン21）につきましては平成21年度までの計画となっておりますけれども、教育基本法等の改正、また、学習指導要

領が改訂されるなどのさまざまな状況を踏まえまして、平成21年度からの後期基本計画との整合性をとるといふこととしまして、計画期間を1年前倒しで見直し改定を行うこととしたものでございます。見直しに当たりましては、市民参加の懇談会やパブリックコメント等を行いまして、後期基本計画をはじめ、生涯学習推進計画などとも十分調整しながら作成していきたいという旨の答弁内容になっております。

それから、(5)になりますけれども、学校給食の安全確保についてということ、これは中国産食材の使用についてということの内容でございます。回答内容といたしましては、本市の学校では、給食食材につきましては、国産、地場産を中心に調達の努力をしているところでございますけれども、安全の確認をしつつ使用しているのが現状でございます。保護者の御心配等を考慮しまして、当分の間中国産食材の使用を控えることとしたところでございます。引き続き安全な給食の提供に努めていきたいといった御回答をしているところでございます。

恐れ入ります。4ページをお願いしたいと思います。(7)になりますけれども、中学校給食についてということ、実現に向けた取組み状況ということでございます。答弁内容といたしまして、教育委員会といたしましては、市長部局との管理職で構成いたします中学校給食検討委員会を設置しまして、幾つかの実施方式についてメリット、デメリットの比較検討を進めてまいったところでございますが、その結果、現時点におきましては調布市のような親子方式が優れているという判断に至っております。今後につきましては、詳細に精査する必要があることから、新年度予算にも一部調査委託経費等を計上し、親子の組み合わせやランニングコストの積算等のソフト面の検討にも入りまして、後期基本計画に位置づけるための条件整備を検討していきたい。実施に当たりましては、各学校施設の大規模改修や環境整備といったような大きな課題も山積しておりますので、財源の問題にも配慮しながら、これまでの経緯を踏まえまして、慎重な姿勢を持って市長部局と調整していきたいといった回答内容になってございます。

それから、(9)文化・スポーツ行政のあり方ということ、これは長への所管替えの考え方ということでございますけれども、これは市長のほうにも答弁が求められておりますが、教育長としましては、地方教育行政法の改正による事務の所管がえの弾力化を踏まえまして、これからの西東京市の文化及びスポーツ行政のあり方について、市長部局とも十分連携、協議してまいりたいといった答弁内容になってございます。

恐れ入ります。5ページをお願いしたいと思います。(10)になりますけれども、ひばりが丘団地建て替えに係る学校用地の取得についてということでございますが、これは中原小学校の建て替えということが趣旨でございます。答弁内容としまして、中原小学校につきましては、児童の増加に対応するための教室数の確保が大きな課題となっております。それとあわせまして、校舎の老朽化が大変進んでいるということで、大規模改修だけではなくて、建て替えも視野に入れた検討を行っていく必要があると考えております。ひばりが丘団地の建て替えに係る民間売却用地を学校用地として活用することにつきましては、学校の設置者でもあります市長部局とも連携を密にしながら、検討の選択肢の一つとして検討していきたいといった答弁内容になってございます。

恐れ入ります。6ページになりますけれども、(15)通常学級における介助員制度の評価についてといった御質問をいただきました。答弁内容でございますけれども、本介助員制度につきましては、平成18年度から、小学校の通常の学級に在籍する障害のある児童に対しまして、2分の1程度でございますが、保護者の介助を前提といたしまして介助員を配置しまして、学校生活の安定を図ることを目的として実施しているものでございます。学校からは、この間いろいろな介助員が配置されたことに伴いまして、非常に高い評価を得ているところでございます。また、一方、関係団体からは、この制度の導入につきましては一定の評価はするものでございますけれども、保護者の介助負担をなくすことや、新1年生に4月当初から配置することや、また、中学校への拡大などの要望も出されているところでございます。本制度につきましては今後も継続していきたいと考えておりますけれども、各要望等につきましては、この制度の趣旨を踏まえまして、慎重に対応していかねばならないと考えているといった御答弁内容になってございます。

以上が主な質問ということで、他のものにつきましては後ほど御参照いただきたいと思います。

それから、今回議案で出しております条例関係でございますけれども、6本の条例を提案したところでございますが、1件、西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例につきましては、引き続き審査を要するというので、3月定例会におきましては継続審査というふうな状況になってございます。

それから、請願・陳情につきましては特にございませんでした。

以上、簡単ではございますけれども、御報告とさせていただきます。

竹尾委員長 (2)児童・生徒数について、を議題といたします。

青柳教育企画課長 それでは、西東京市立小中学校の児童・生徒数について御報告をさせていただきます。

資料の「児童数・学級数状況表」を御覧ください。表が小学校、裏が中学校になっております。まず、小学校通常学級、19校でございますが、合計欄、右下のところを御覧ください。4月現在で児童数としては9,344名、学級数289学級でスタートしております。昨年、平成19年の同時期と比べますと、児童数で17名の減、学級数で2学級の減となっております。増減でございますけれども、児童数が増えた学校が9校、少なくなった学校が9校、それから、変わらない学校が1校でございます。全体としては17名の減となっておりますわけでございますが、特に、大きな変動といたしましては、中原小学校は前年度と比べて53名の児童数が増加をしております。また、上向台小学校につきましても49名の児童がふえているという状況でございます。児童数が50名規模で増える学校がある一方、減少している学校もあるということで、トータルといたしましては17名の減、2学級の減というふうになっております。児童数につきましては、平成18年度から比べて2年間連続して減少ということになっております。

裏面の中学校のほうを御覧ください。中学校9校で、合計でございますが、右下のほうです。生徒数は3,911名、学級数は110学級でございます。平成19年度と比べまして、生徒数で63名の増、学級数については2学級の増というふうになっております。内訳でこ

ございますが、生徒数が増えた学校が5校、減った学校が4校でございます。増加の多い学校でございますが、田無第一中学校、それから、田無第四中学校などが増加が大きい学校ということでございます。減少している学校もありますが、トータルとしては63名、2学級の増でございます。平成18年度と比べましても、2年連続で生徒数は増加しているという状況でございます。

以上、簡単でございますが、児童・生徒数についての御報告とさせていただきます。

竹尾委員長 それでは、引き続きまして、(3)平成19年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況について、を議題といたします。

石井統括指導主事 それでは、平成19年度西東京市公立小学校児童の進学状況から御説明をいたします。

19年度の卒業生数は1,541名、そのうち、校区内の中学校に進学した者が1,190名、校区外が37名、市外の公立中学校が20名、国立学校が11名、私立学校258名、都外に6名、それから、その他19名となっております。昨年度と比較いたしまして、市内の公立中学校に関しましては割合でマイナス0.8%となっております。昨年度と大幅に違うところは、都立の中高一貫校への進学者が17名と増えたことでございます。

続きまして、公立中学校生徒の進路状況について御説明いたします。

卒業生数は1,217名、うち、都立高等学校が767名、国立高等学校が5名、私立高等学校が362名、都外が43名、専修学校15名、就職4名、その他21名となっております。その他の内容については「その他の内訳」のところに書かせていただいております。都立高等学校につきましては昨年と比較しまして約1.9%の減、国立高等学校については逆に0.2%の増、私立高等学校については0.5%の減となっております。

以上でございます。

竹尾委員長 次に、(4)平成19年度教育相談状況、を議題といたします。

南里教育相談担当課長 本日も配りいたしました資料を御覧いただきたいと思っております。「平成19年度教育相談状況」でございます。

まず、1、相談種別ごとの件数及び相談回数でございます。

一般教育相談、こちらは心理カウンセラーによる相談でございます。週1回から月1回程度の頻度で定期的に継続的に行うものでございます。1回の相談は50分、予約制となっております。継続的な相談が終了したものに付きましては終結件数としております。

次に、電話相談でございます。心理カウンセラーによる電話での相談でございます。相談の多くは1回で終わるケースでございます。継続的な相談が必要な場合など一般教育相談につなげたものについては件数に含んでおりません。

次に、緊急・臨時相談でございます。主に学校長ですとか教師からの相談、子ども家庭支援センター、児童相談所など関係機関との連絡調整などでございます。

小学校派遣相談、こちらは週1回小学校に派遣しております心理カウンセラーによる相談でございます。学校内の相談室で児童、教師、保護者からの相談を受けるものでございます。

最後に、就学相談、こちらは就学相談員による相談でございます。1回の相談は50分で、予約制となっております。特別支援学級や都立特別支援学校への就学・転学相談、情緒・言

語の通級指導学級への入級相談を行っております。必要に応じまして学校や保育園などに子どもの行動観察にも参ります。行動観察につきましても相談回数に含まれております。就学先ですとか転学先が決定した時点で終結となります。

こちらの数を見まして、本年度の傾向を前年度と比較いたしますと、それぞれ多少の増減はございますけれども、大きな数の変化というのはございません。ただし、小学校派遣相談件数については若干増加しております。これにつきましては、平成18年度はカウンセラーの時間が給食開始時から午後5時までの4.5時間でありましたが、平成19年度からは3時間目から午後5時まで6時間となったため、増加したものと思われま。

恐れ入ります。次ページをお開きください。2、相談種別・主訴別集計表でございます。1で説明いたしました相談種別ごとの件数及び回数につきまして、主訴を大分類、小分類に分けまして、詳細をまとめた数字でございます。

右側下、3、相談種別・主訴別グラフ、こちらは2の集計表を相談種別ごとにグラフにしたものでございます。相談件数の上位10位までの主訴を抽出いたしまして、以下を上記以外の項目としております。相談件数の都合上、小学校派遣相談のみ横軸のけたが他の三つの表と異なっております。

先ほど、前年度と比較いたしまして件数に大きな変化はないと申し上げましたが、こちらの主訴別の数字もほぼ同様の傾向でございます。大分類の精神・身体、こちらの中の自閉症・自閉傾向は、若干ではございますが、増加傾向にあります。不登校の件数は、横ばい状態ではございますけれども、件数としては多いものでございます。グラフを御覧になってもおわかりのように、一般教育相談、電話相談とも一番多い数字となっております。不登校につきましては、これが原因であると断定しづらい部分もございまして、いろいろな要素が複雑に作用していると考えられます。不登校だけではなく、子どもですとか保護者にかかわるいろいろな悩み、問題につきましては、早い段階で気づき、手当てできるように、これからも学校その他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

竹尾委員長 次に、(5)平成19年度公民館事業実績報告について、を議題といたします。
相原公民館長 それでは、平成19年度西東京市公民館事業実績について報告させていただきます。

公民館では、地域住民の身近な社会教育施設といたしまして、6館がそれぞれの地域の特性を生かした主催事業を実施し、市民の自主的な学習活動を支援するために活動室などの提供を行っております。平成19年度につきましては、最重点事業といたしました保谷駅前公民館・図書館の開設準備を進めてまいりました。また、公民館の主要な事業であります公民館運営審議会の運営、公民館市民企画事業、主催事業や施設の使用状況につきましては、お手元の資料で御説明いたします。

恐れ入ります。3ページをお開きください。館長の諮問機関であります公民館運営審議会の実績でございます。3ページから5ページまでが定例会の内容でございます。月1回開催しております定例会では、主催事業計画書、報告書などを報告し、諮問事項などについて協議を行っております。

恐れ入ります。6ページをお開きください。公民館市民企画事業につきましては、実施件数41件、実施団体32団体、参加者1,646人でございます。

恐れ入ります。8ページをお開きください。保谷公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、障害者学級「くるみ学級」などを実施しております。

9ページの公民館の使用に関する事項でございますが、(2)利用度でございますが、恐れ入ります。10ページをお開きください。活動室全体の利用件数は4,610件、利用率74%、延べ利用人数6万4,739人、一日平均利用者数187人でございます。

恐れ入ります。12ページをお開きください。田無公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、障害者学級「あめんぼ青年教室」などを実施いたしております。

13ページの公民館の使用に関する事項でございますが、(2)利用度につきましては、活動室全体の利用件数5,318件、利用率73%、延べ利用人数6万8,831人、一日平均利用者数198人でございます。

恐れ入ります。15ページをお開きください。芝久保公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、戦争体験を語る「西東京でも空襲がありました」などを実施いたしております。

恐れ入ります。16ページをお開きください。2、公民館の使用に関する事項でございますが、(2)利用度につきましては、活動室全体の利用件数2,991件、利用率48%、延べ利用人数3万6,337人、一日平均利用者数104人でございます。

恐れ入ります。18ページをお開きください。谷戸公民館の実績でございます。

主催事業については、エスプラント入門などを実施いたしております。

19ページ、2、公民館の使用に関する事項でございますが、利用度につきましては、活動室全体の利用件数3,463件、利用率66%、延べ利用人数4万1,763人、一日平均利用者数120人でございます。

恐れ入ります。20ページをお開きください。住吉公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、子どものいろいろ体験教室「プラバンとスライムにチャレンジ」などを実施いたしております。

21ページ、2、公民館の使用に関する事項でございますが、(2)利用度につきましては、活動室全体の利用件数3,409件、利用率65%、延べ利用人数4万8,234人、一日平均利用者数139人でございます。

恐れ入ります。22ページをお開きください。ひばりが丘公民館の実績でございます。

主催事業につきましては、子ども折り紙教室「夏の夜空『花火』」などを実施いたしております。

23ページ、2、公民館の使用に関する事項でございますが、(2)利用度につきましては、活動室全体の利用件数4,224件、利用率58%、延べ利用人数5万146人、一日平均利用者数145人でございます。

なお、6館全体では、利用件数2万4,015件、利用率64%で、前年度とほぼ同様の利用状況となっております。

このような実績を踏まえまして、今後もより多くの地域の住民にとって使い勝手のよい公

民館運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

竹尾委員長 引き続きまして、(6)西東京市保谷駅前公民館・図書館開館記念式典について、を議題といたします。

相原公民館長 それでは、西東京市保谷駅前公民館・図書館開館記念式典について、御報告させていただきます。

西東京市保谷駅前公民館・図書館につきましては6月29日の開館が決定されておりますが、開館記念式典を当日午前10時からステア5階、公民館集会室で開催することにしております。

なお、御来賓の方々につきましては既に通知を差し上げているところでございます。

また、式典終了後、施設見学を行っていただくことになっております。

以上でございます。

竹尾委員長 それでは、引き続きまして、(7)平成19年度図書館事業実績報告について、を議題といたします。

奈良図書館副館長 それでは、平成19年度図書館事業実績について、本日お配りしました資料に基づいて、差し替えましたので、そちらに沿って要点を御報告させていただきます。

恐れ入りますが、1ページを御覧ください。まず、1番目の図書購入についてですが、図書購入費7,166万7,062円によって3万9,066冊の図書を購入いたしました。これによって、6館全体の蔵書冊数は73万9,264冊となっています。図書購入費は、6月に開館を予定している保谷駅前図書館のレファレンス資料購入費500万円も含まれております。

次に、2番目の貸出利用登録者についてですが、平成19年度、現在の図書館利用登録者は総数5万1,680人となっており、市民だけを見ますと、登録率は21.6%で、市民の5人に1人が登録されていることとなります。これは前年度とほぼ同様の実績でございます。市外在住登録者は9,966人となっており、小平市民が947人、東久留米市民が3,840人、練馬区民が2,488人といった内訳となっています。

次のページを御覧ください。3の(2)個人貸出冊数につきましては、年間の貸出冊数が228万7,022冊となりました。これは前年度に比べて約12万冊の増加、比率としては5.5%増に当たります。228万冊の貸出数を市民1人あたりに換算すると、11.8冊の貸し出しとなります。

3の(3)リクエストサービスにつきましては、受付件数は約58万件、提供件数は約50万件となっています。受付件数約58万件は前年度に比べ約12%の増加でございます。

恐れ入りますが、5ページを御覧ください。11の利用者用インターネット端末の利用でありますが、現在、中央図書館、柳沢図書館、ひばりが丘図書館の3館に各2台、合計6台のコンピューター検索機を設置しております。その利用実績でございますが、延べ利用者数が1万157人、延べ利用回数は1万6,838回となっております。なお、保谷駅前図書館にも利用者用インターネット端末を2台設置する予定でございます。

以上、図書館事業実績について要点を御報告いたしました。よろしく願いいたします。

竹尾委員長 次に、(8)平成19年度菅平少年自然の家事業実績報告について、を議題といたします。

波方社会教育課長 平成19年度菅平少年自然の家事業実績について、御報告いたします。

「事業実績報告書」をお開きいただきたいと思います。

(1)の移動教室受け入れでございます。19年度の移動教室の受け入れにつきましては、市立小学校全19校の受け入れを行いました。利用人数は、引率者も含めまして、延べ人数で3,424人でございます。

前年度との比較の関係でございますけれども、右側のページのほうのイの団体別調べ、移動教室の欄を見ていただきたいと思います。前年度比較では、率にいたしまして4.4%、158人の減でございます。これにつきましては対象児童の減少ということでございます。

次に、右側のほうの一番上の(2)施設提供でございます。移動教室3,424人、それから、一般宿泊1,880人、合計で5,304人ということでございます。これの前年度比較でいきますと、イの団体別調べで結構ですが、合計欄のところを見ていただきますと、比率でいきますと4.2%、233名の減になってございます。主な減の理由は、やはり移動教室の対象児童の減というふうになってございます。

それから、施設提供では、安全で快適な施設を利用者に提供できるように、アンケート等による利用者の声をできる限り施設運営に反映させることを引き続き努めてまいりました。

それと、5市で構成いたします多摩北部都市広域行政圏協議会、これの宿泊施設スタンプラリー事業につきましては、2年目ということだったのでございますけれども、前年度とほぼ同様の人数で83名の利用者がございました。

最後に、施設の利用率でございますけれども、右側の一番下のところになりますが、夏期の5月から10月までの利用率は39.7%でございます。冬期の11月から4月までの利用率は19.1%でございます。年間の客室の利用率は31.8%でございます。特に、夏につきましては、移動教室で利用率が高くなってございます。冬期につきましては、一般利用者の宿泊が週末に偏るといようなことがございまして、19.1%というふうになってございます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

角田委員 (2)の件なんですけれども、「西東京市立小学校児童数・学級数状況表」からちょっと質問というか、教えていただきたいのですが、よろしいですか。

竹尾委員長 はい、どうぞ。

角田委員 ここに、特別支援学級と通級指導学級と、それから、通常学級に在籍する特別支援教育というのがありますよね、3種類。3種類という言い方はおかしいですけども。それを見て思ったのですが、特別支援学級に入級している子どもたちは知的障害児と情緒障害児、そして、通級指導学級に通っている子どもたちは情緒障害と言語障害、そのほか、ADHDとかLDとか高機能自閉症といった特別支援の子どもたちがいるわけですね。私がここでちょっとお聞きしたいのは、通常学級に在籍する特別支援教育の子どもたちというのは特別支援学級とか通級指導学級にははいれないんですか。このあたりがどうにもすっきりしな

いんですけれど、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

南里教育相談担当課長 御質問のありました件ですが、通級指導学級、それから、固定制の特別支援学級の入級につきましては、各委員会を設けております。それで、保護者等からの申請により委員会にかけられます。その中で、適正な指導により入級と判断された者については通級に入級、また、固定制のほうにつきましても特別支援学級に入級するものでございます。ただ、それが例えば不適となった場合、基本的には、通級学級で不適となった場合は、固定がふさわしいという場合もございますし、まれに、通常学級で見ても、しばらくの間は差し支えないのではないかという判断もございます。固定がふさわしいとなった場合は固定制のほうに指導するわけですが、保護者の方の中には、やはり、それはまだ御自身の中で決めかねるといった場合には、そのまま通常に戻ってという形もございます。固定制の特別支援学級を希望されて入級するという、委員会にかけるといった場合には、通常は、特に書類等問題なければ、委員会で固定制と決定した場合、保護者の方は、大体皆さん、特別支援学級に入られます。ですので、そういう事情等がございまして、恐らくは通常のほうに行かれるのではないかと思います。

角田委員 そうしますと、通常学級に在籍している特別支援教育としている子どもたちというのは、担任の先生がすべてを責任持って指導していくということですね。そして、大変だからということで特別支援教育補助員という方がついているのかなと思ったんですが、この特別支援教育補助員という方は教員免許を持っている方なのですか。それとも、先ほどのお話では、一般の保護者の方がついているのかなというふうに受けとめたんですけれども、その辺を教えてください。

青柳教育企画課長 通常学級における、障害をお持ちで特別な支援が必要なお子さんにつきましては、今、教育相談担当課長のほうから御説明いたしましたが、通級学級に通いながら通常学級にいるというお子さんもいらっしゃいます。また、あと、そうでないお子さんもいらっしゃいます。通常学級における支援の中の一つに介助員というものがございまして、これは、主に身体障害とか移動が困難であるだとか、あと、お子さんの状況により安全配慮が必要だというお子さんに介助員という形でつけております。中には、安全配慮という意味で、いわゆるADHDだとか高機能自閉症の方に介助員を配置してお子さんを支援するという状況もございます。それは、いわゆる適正就学という形とは別の概念で、本来の特別支援という形ではない形で、実態に合わせて支援が必要なお子さんに人を配置しているというのが介助員ということでございます。特別支援教育補助員については、これは、特別支援教育の枠の中で通常学級にいるお子さんでADHDだとか高機能自閉症だとかということで、特別支援教育の中で支援をするための人材というふうに御理解いただければというふうに思います。介助員については特に資格要件は問うておりませんし、特別支援教育補助員についても特に資格というのは問うておりません。

角田委員 感想として、担任は大変ですね。わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 もう1点、公民館のことについてお聞きしたいんですけれども、(10.5.2)で、この括弧は何ですか。平成10年5月2日ということですか。3ページにも(10.5.

2)があるんですけど。13ページについても。

相原公民館長 これは予算の科目でございます。

角田委員 そうなんですか。平成10年なのかなと。

そこでちょっとお聞きします。全体を通して、それぞれ実習室、第一学習室とか集会室とか会議室とかとありますが、その目的に沿って使わなければならないお部屋ですか、このわざわざ書いてあるのは。

相原公民館長 この部屋は、あくまで部屋の名前ということで、それぞれ利用者の皆様がその部屋の形態に応じて使っていただくということで、特段決めているわけではございません。

角田委員 そこでお聞きします。一番気になったのが保育室。これは、全体を通して非常に利用される方が少ないということ。特に、私は田無のほうにいるものですから、田無公民館の13ページを見てみてください。年間通じて、この下の保育室、利用可能件数等々も極度に人数が少ないです、ほかの人たちに比べて。そして、夜間なんかはゼロですしね。それで、わざわざ保育室というのは置いておく必要があるのかなと。こういうお部屋でもったいないなと思ったのが一つ。ほかに転用できないのかなという感じがいたしました。

そして、先日、住吉会館のところのルピナスの子ども家庭支援センターを拝見しまして思ったのは、ルピナスだとか、それから、のどかとか、あのような子ども家庭支援センターで、大体毎日どれくらい御利用されていますかと聞きましたら、毎日100人以上来ていますと。ところが、公民館でこういう子育て支援とかなんとかをやっても一日平均利用者数1人というような、こういう状況でわざわざ公民館で保育室だとか保育の何とかというのをやる必要があるのかなというふうに感想として感じたんです。ですから、むしろこういった子ども家庭支援センターのような施設をふやして、公民館はもっと大人が夜も昼も使える、青少年とか大人の人たちが使えるように利用されたほうがいいんじゃないかな、子育ては子ども家庭支援センターを充実させるということのほうが効果的じゃないかなという感想を持ったのですが、いかがでしょうか。

相原公民館長 今、御指摘のとおり、公民館の保育室につきましては非常に利用率が低くなっております。これは、子育て支援というよりも、それもありますが、小さいお子さんを持つ保護者の皆さんが十分公民館で活動できるようにするために、そのような目的で保育室を設置しております、利用していただくということで、今現在、自由に使えるような施設にはなっておりません関係で、このように低くなっているということでございます。ただ、この保育室のあり方につきましては、現在、館長の諮問機関であります公民館運営審議会に、今後の保育室を含む子育て支援のあり方について、今、協議をさせていただいているところで、それにつきましては、答申が出たところでまた御報告させていただきます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 私のほうから幾つか質問させていただきます。

一つは、西東京市立の小中学校の児童数・生徒数・学級数状況表について説明をいただきましたけれども、学校によって学級が増えている学校もあるし、減少している学校もあるというお話がありましたが、増加をしている学校とか減少した学校のなぜそういうふうになったかという要因は、教育委員会としては分析しているわけですか。

青柳教育企画課長 それぞれの学校につきまして詳細な分析はしておりませんが、先ほどお話をさせていただきました増加をしております中原小学校、それから、上向台小学校につきましては、周辺の宅地開発による人口増が影響しているのではないかというふうに考えております。減少校につきましては、そういった新たな住民の増加がない地域だというふうに思いますので、経年的なお子さんの成長で小学生の数がだんだん減ってきているという状況があるのではないかというふうには考えております。1校ごとの詳細な分析につきましてはまだできておりません。

沼本委員 ということは、増減の要因は、要するに例えば集合住宅が増えたからというようなことで大体くくっちゃっているわけですか。

青柳教育企画課長 ここ数年の大きな児童の変動というのは、そういうような要因だというふうには考えております。

沼本委員 それぞれの学校から、例えば、減少したことはどういう理由で減少したのかというふうな、そういう分析も僕は必要だと思うんですね。

よく市報で児童数・学級数の表が出ていますよね。ああいうことは必要なんですかね。市報か何かで出ていなかったですか。それぞれの学校の入学する子どもの何かが出ていなかったかな。何かで見たことがあったような感じがしたんだけど、違ったかな。

村野特命担当部長 減少地域と増加地域、先ほど教育企画課長が申し上げたとおり、基本的にはその傾向です。減少というのは、御承知のとおり、日本の少子化、これがもろに出ているということが1点と、増加につきましては、もちろん宅地開発もあるんですが、そこに入居してくる世代がファミリー層ということもあろうかと思えます。

それと、小学校、先ほど進学と比較がございましたが、そのあたりの私学への転入も、これは地域によって大分違います。先般、昨年3月に適正規模・適正配置の庁内検討委員会の報告書をお出ししたんですが、そこでは、各小中学校の私学への入学だったり、あるいは、いわゆる越境入学、これらもそれぞれ分析してありまして、さまざまな要因が重なって減少あるいは増加ということが出ていまして、これを各学校ごとにやるということはかなり難しいのかなと、分析手法がまだ我々は確立しておりませんので。今、御質問いただいて、一つの課題なのかなと、そんな受けとめ方をしております。

沼本委員 それに関連して、今度は、西東京市公立小学校児童の進学状況、中学校生徒の進路状況があるわけですが、これはよくわからないのでお聞きしたいのですが、都内のいろんな区で、そのまま公立学校に進学をしてもらいたいというようなことがあって、進学というか、それから、例えば幼稚園から小学校に入るという。そういうようなことで、区によっては学校紹介ということをやっていたり、それから、ある区では、土曜日を使って、例えば、すべての中学校がうちの学校はどういうふうなことをやるかという学校紹介をしながら、一方、もう一つは、管理職の方や何かが、公立の中学校の学校相談日というんですか、そういうことをやっている区もあると思うんですけれども、できたらなるべく西東京の子は西東京の学校に進学をして、そして、誇りを持ってもらいたいということで、そういうことは実際に西東京ではやっていますか。どうなんでしょうか。

石井統括指導主事 まず、中学校に関しましては学校案内を作成しております。それから、

すべての学校ではございませんが、学校で工夫をしております、例えば、田無第一中学校、ここは、関係する小学校の子どもたちを部活動に、夏休みですけども、招待をして、それを体験してもらおうというような工夫はしております。

沼本委員 私が今お話ししたのは、それは個々の学校では大体やっていますよね。市としてそういうふうな、私が先ほど言ったようなことは実際にはなかなか無理でしょうかね。

青柳教育企画課長 補足して御説明いたします。

西東京市は、小中学校で学校選択制度をとっておる関係で、学校案内をつくっております。それらをもとに、秋口に学校開放というんですか、学校説明会とか、それから、学校見学会というのを実施しております。全体としてはそういったような取り組みを各学校で実施しているという実態はございます。

沼本委員 それから、教育相談の状況なんですけれども、一番最初に相談の件数及び回数というような表が出ておりますが、一般教育相談の中で、366件の件数のうちに新規件数が171あるわけですが、この新規件数の最近の傾向というのは、例えば、毎年毎年同じような傾向というのもあるでしょうけれども、最近の顕著な傾向というのは何かあるんですかね。それが1点です。

南里教育相談担当課長 一般教育相談につきましては、継続して相談が必要なケースということで、短期間で終わる場合もございしますが、通常ですと2年から3年、長いケースですと5、6年かかるケースもございします。その中で、お示ししました集計表にもございしますように、不登校というのは継続的にございします。ただ、その内容がかなり一つの要因と特定できずに、相談も長くなりましたり、また、複雑ないろいろな要素が絡まっているというような現状もございします。それで、単に不登校と申しまして、身体的に症状があらわれるような神経症のものもございしますけれども、逆に、そういう発症のない、ただ何となく行かないというような傾向もありまして、保護者の方もかなり混乱なさっている部分もあると思います。そのようなケースが最近は見られる傾向にあるかなと思います。

沼本委員 それで、次に、今の話で不登校の話が出てきたわけですけども、今、課長さんのお話のように、不登校にはいろんな要因があって、例えば、無気力で不登校になるとかというふうなことだとか、いじめが原因で不登校になるとかということがあると思うんですが、この相談種別の小分類のところ、集団不適應と不登校は似ているかな。無気力と不登校とはちょっと違うような感じがするんですね。これは何かの、よくわかりませんが、例えば、文部科学省か何かの分類別だとか、都の教育相談の分類でやっているのかもしれないのですが、やっぱり不登校は、今の課長さんのお話のように、いろいろ要因があると思うんですが、また、一方、不登校は不登校だけの要因ということで幾つか挙げられている統計もあると思うんですね。だから、そういうふうなものも、ぱっと集団不適應、無気力、緘黙、不登校というふうなことではなくて、不登校は不登校として、例えば、ストレスがきている、大体、不登校の一番大きい原因というのは主にストレスですから、これはセリエ博士が研究したもので、要するにストレスが原因であるというのが一番大きいんですけど、やっぱりそういうふうな、不登校は不登校の原因といいますか要因といいますか、そういうものもひとつ別の項で改めて出しておく、なるほどというふうなことがわかるんじゃないかなと思っていま

す。

それから、もう一つは、3の相談種別・主訴別グラフのところ、一般教育相談ですね。不登校と適応指導教室入室関係の相談というのが一番多いわけですが、これも何か、不登校になったから適応指導教室のほうに入ったかどうかというふうな、これはそういうことと同じなんですか。

南里教育相談担当課長 一般教育相談の中の不登校の数と適応指導教室入室関係の相談につきましては全く別個の件数となっております。これらにつきましては、保護者の方が訴えるものが主訴となるものですので、当初、不登校なんだけれどもといった形で相談を受けた方につきましては、不登校ということで件数を入れております。この適応指導教室入室関係の相談というものにつきましては、お問い合わせ自体がスキップ教室（適応指導教室）に入室したいんだけれどもというお話で、教育相談員が相談しまして、適応指導教室に入室するような御案内をいたしますが、件数自体は全くダブったものではございません。

沼本委員 最後に、緊急・臨時相談のところ虐待（通報など）と出ていますけれども、具体的にはどういうことでしょうか。

南里教育相談担当課長 虐待（通報など）の中身ですけれども、ほとんどがネグレクトというんですか、いわゆる育児放棄的な問題で、その対応への助言ですとか、学校から例えばこういう状況だとかかかってきまして、それに対応する助言ですとか、中には、子ども家庭支援センターですとか児童相談所などへつなげる場合もございます。

沼本委員 そうすると、具体的な手法としては、学校から教育相談のほうに、この子はどうも虐待されているんじゃないかなというふうなことで、そして、教育相談のほうから関係諸機関に通報していくと、そういう意味ですか。

南里教育相談担当課長 そうです。逆に、児童相談所から、こういうケースについて市とのかかわりはどうだろうとかいうような相談もございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第6 報告事項、を終わりといたします。

竹尾委員長 次に、日程第7 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことについて御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。 質疑を終結します。

以上で日程第7 その他、を終わりといたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 1 3 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員